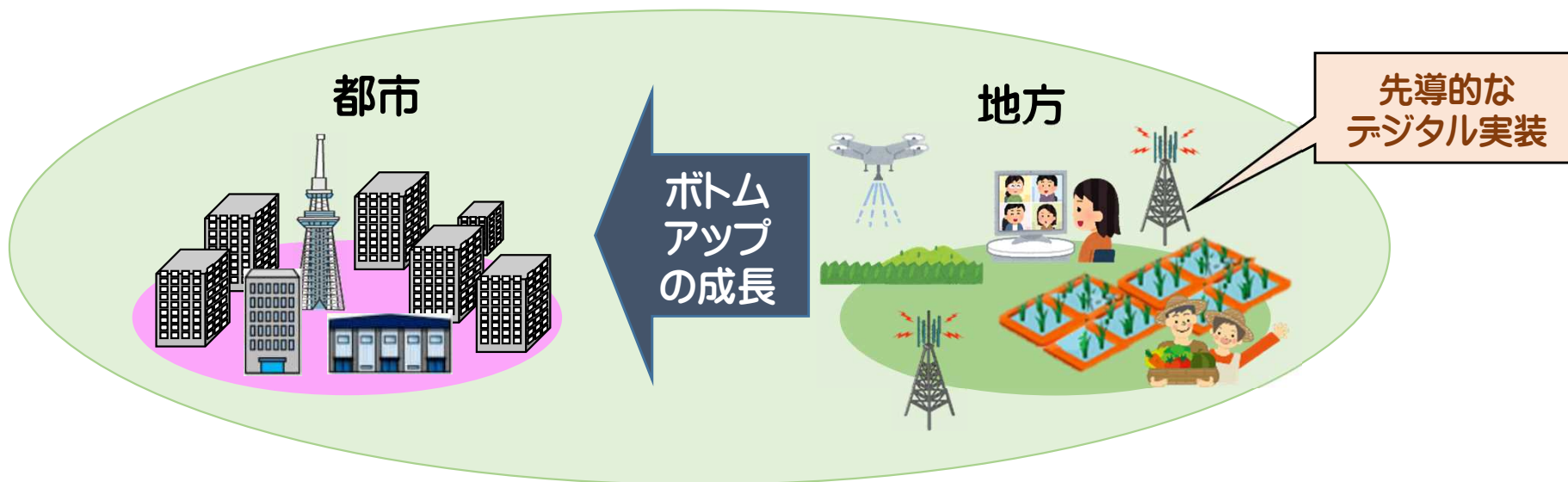


デジタル田園都市国家構想推進のための デジタル基盤の整備促進

令和3年12月
総務省

デジタル田園都市国家構想の推進



公共インフラとしてのデジタル基盤の
地方に重点を置いた都市と地方での一体的な整備

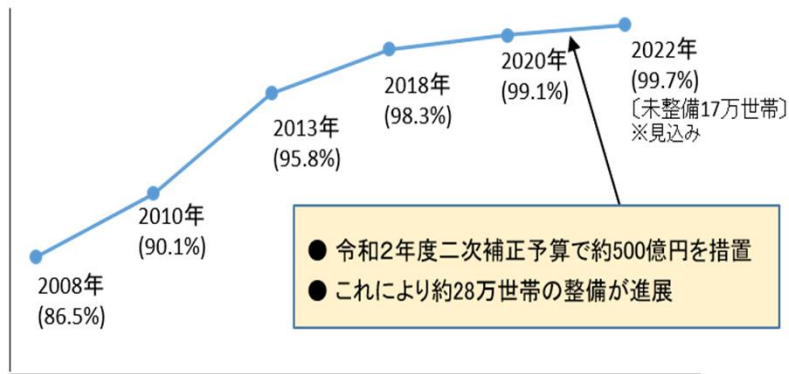
(1) 光ファイバ

(2) 5G

(3) データセンター/海底ケーブル等

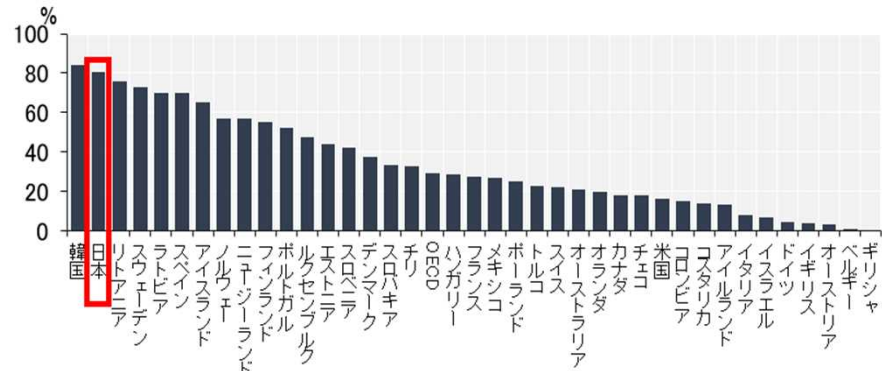
(1)光ファイバ

○光ファイバ等世帯カバー率（各年3月末 推計値）



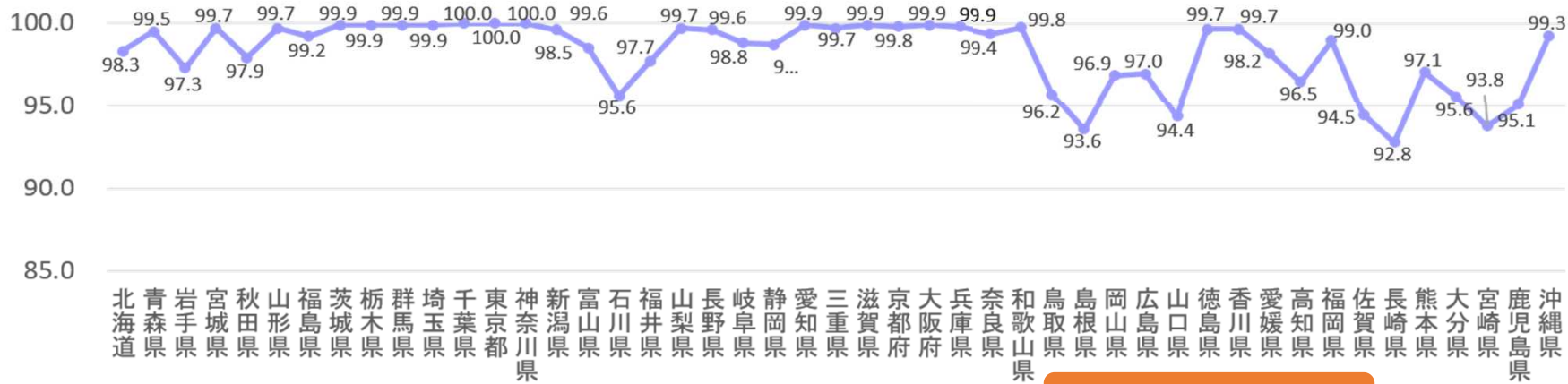
※2013年までの数値には伝送速度30Mbps以上のCATVインターネット等を含む。

○世界各国の固定系ブロードバンドに占める光ファイバの割合（2020年12月末）



(出典)OECD Broadband statistics

○都道府県別の光ファイバ等世帯カバー率 (%)（2020年3月末）



現状と課題

- 地域によって整備状況に差
- 施設整備費補助を実施してきたが、今後は維持管理費への支援を追加していくことが不可欠

対応の方向性

- 電気通信事業法の改正により、ブロードバンドのユニバーサルサービス化による光ファイバ等の維持管理費支援の制度化を図る
(次期常会への法案提出を目指す)
- 【当面の目標】:2030年までに、99.9%の世帯をカバーする

現状と課題

- 5G基地局の基盤展開率の計画値は、2023年度に98%
※基盤展開率は、10km四方メッシュに一個の親局の割合。今後は、親局の下での子局の整備等による人口カバー率の追求も重要
- 地域によって整備状況に差



対応の方向性

- 事業者に対して、5Gの人口カバー率や基地局数を充実させる追加的整備について要請するとともに、補助金や5G税制の要件等の見直しにより、前倒し整備を推進
 - 新たな5G用周波数(2.3GHz帯)の割当てにおいて、条件不利地域等における基地局開設を促進する評価指標を導入(来年4~5月に周波数割当ての予定)
 - 5Gの地方での活用にもつなげる電波法の改正
(次期常会への法案提出を目指す)
(改正内容)
 - ・電波監理審議会による電波の有効利用評価の強化
 - ・電波の有効利用の程度が一定の基準に満たないとき等の周波数の再割当て
 - ・開設計画の認定を受けている携帯電話事業者の責務規定の創設
- 【当面の目標】:2023年度までに、人口カバー率を9割に引き上げる**

○10km²当たりの5G基地局数(2021年11月)

全国平均	約1.0局
東京都	約41.3局
大阪府	約16.2局
神奈川県	約6.6局
広島県	約1.1局

(3.7GHz帯、4.5GHz帯、28GHz帯)



(1) 光ファイバ・(2) 5Gについて、総務省において、上記の当面の目標を上回る目標を達成するためのデジタル基盤の新たな整備計画を今年度末に策定・公表(仮称:「デジタル田園都市インフラ整備計画」)

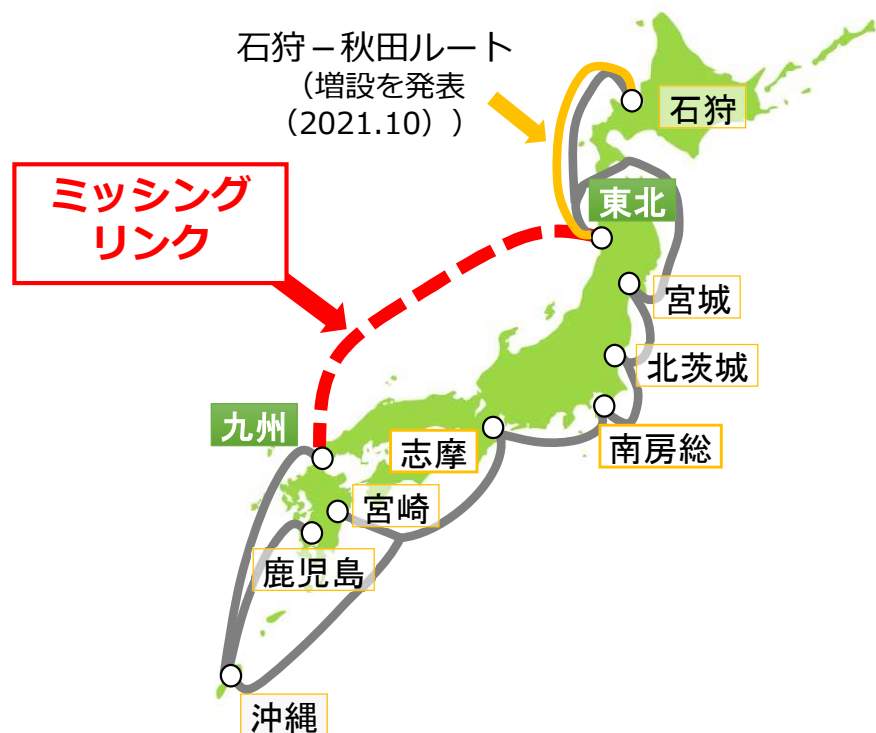
(3) データセンター/海底ケーブル等

現状と課題

- データセンター等のデジタル基盤は、東京圏に過半が集中。今後も集中が加速見込み
- 国内海底ケーブルは主に太平洋側に敷設され、日本海側がミッシングリンクに



○通信ネットワークの状況



対応の方向性

- 経済対策により500億円の基金を造成し、6カ年計画で強力的に推進
 - ※今年度末までに基金造成。来年度早期に公募を開始。
 - これにより、
 - 日本海側を周回する国内海底ケーブル(「デジタル田園都市スーパーハイウェイ」)を3年程度で完成
 - データセンター等の地方立地を迅速に推進
- 【当面の目標】**: 経済産業省と連携し、10数力所の地方データセンター拠点を、5年程度で整備する



データセンター/海底ケーブル等の地方分散によるデジタル基盤の強靱化について、
(1) 光ファイバ・(2) 5Gと合わせて整備計画を策定